

令和6年度 金沢市町会連合会

理事視察研修報告書

期 日：令和6年10月1日(火)～3日(木)

視察先：熊本県熊本市

資 料：行程表、研修地報告等



スマートフォン用 QR コード（スマートフォンのカメラで読み取ってご利用ください）



熊本県防災センター



熊本市観光ガイド



熊本城



熊本市観光ガイド「くま本」



熊本学園大学



相鉄グランドフレッサ熊本

令和 6 年度 理事研修視察

1 研修日程

1 日目 10 月 1 日 (火)

小松空港 (7:40) ANA752 ✈ 羽田空港 (9:40) ✈ 熊本空港 ANA643 (11:25)

研修①熊本県防災センター (13:45～15:15)

- ・熊本県防災センター見学視察

2 日目 10 月 2 日 (水)

研修②熊本市南部公民館 (9:20～11:20)

- ・熊本市の地域活動について
- ・熊本地震からの復興・復旧と液状化被害について

3 日目 10 月 3 日 (木)

研修③熊本学園大学 (10:30～12:00)

- ・熊本学園大学の避難所運営について

熊本空港 (13:55) JAL630 ✈ 羽田空港 (16:50) ✈ 熊本空港 JAL189 (11:25)

2 参加者名簿 (別紙のとおり)

令和6年度 金沢市町会連合会理事視察研修参加者名簿

校下・地区		役 職	氏 名	校下・地区		役 職	氏 名
1	夕日寺	会 長	中川 一成	23	此 花	理 事	浅川 明弘
2	味噌蔵	副会長	外山 郁生	24	瓢 箪	理 事	中崎 龍雄
3	新竪町	副会長	甚田 和幸	25	千 坂	理 事	浦 良一
4	田 上	副会長	上田 幸男	26	鞍 月	理 事	野村 靖之
5	三 谷	副会長	横山 邦春	27	川 北	理 事	木谷 博一
6	栗 崎	会 計	西澤 寛一	28	新神田	理 事	浅野 正
7	弥 生	常任理事	本多 正	29	押 野	理 事	竹田 良雄
8	泉 野	常任理事	武藤 清秀	30	扇 台	理 事	池田 壽男
9	長 町	常任理事	久保田 保	31	二 塚	理 事	赤丸 義和
10	浅野町	常任理事	畠 善昭	32	安 原	理 事	塚脇 孝司
11	小 坂	常任理事	本 正寛	33	崎 浦	理 事	上森 弘
12	諸 江	常任理事	今西 良成	34	犀 川	理 事	作田 一浩
13	米 丸	常任理事	笹倉 忠勝	35	俵	理 事	村上 勝雄
14	三 馬	常任理事	若松 恵美子	36	花 園	理 事	荒木 武司
15	小立野	常任理事	高野 健三	37	薬師谷	理 事	中村 健二郎
16	森 本	常任理事	森川 文博	38	大 浦	代議員	平井 榮一
17	額	監 事	北川 貢夫				
18	西	監 事	森 鐘一				
19	野 町	理 事	宮本 哲一				
20	中村町	理 事	増本 志郎	39	金沢市市民協働推進課		中川 智
21	松ヶ枝	理 事	笹井 鍊造	40	事務局		東 利裕
22	長土堀	理 事	西村 信彦	41	事務局		片口 浩子

(41名)

研修 1 日目 テーマ 熊本県防災センターの視察について

日時 2024 年 10 月 1 日（火）午後 1 時～2 時半

場所 熊本県防災センター

1 防災センターの概要

【くまもと防災宣言と復旧・復興の 3 原則】

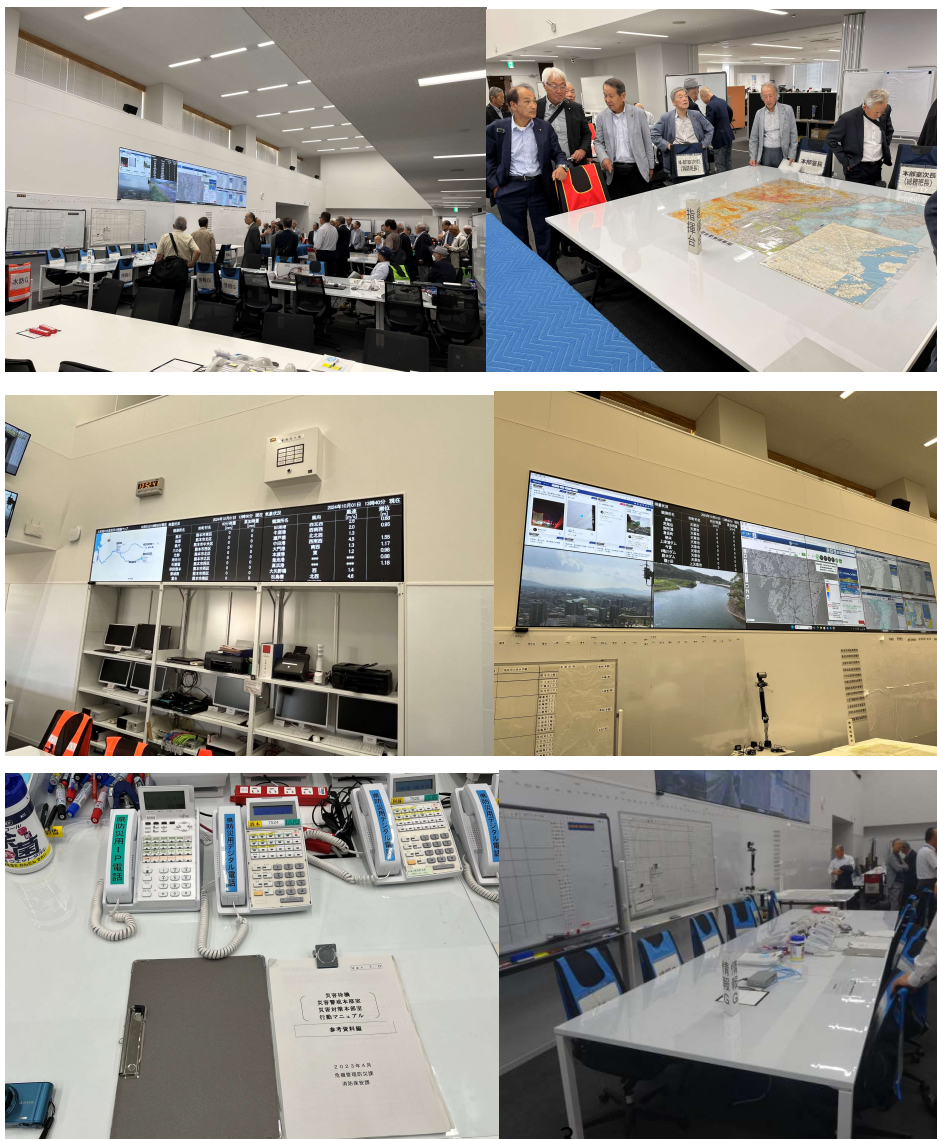
低階層に災害対策本部やオペレーションルーム等の災害対策の主要な指令機能を配置するとともに、政府現地対策本部や自衛隊の応援機関の活動室を新設し、九州を支える広域防災拠点としての機能強化を図る。

2 オペレーションルーム（2F）

災害関連の情報など一元的に集約するとともに、関係機関との情報共有を図り、救助部隊の活動調整等を行いながら災害対応を行う。



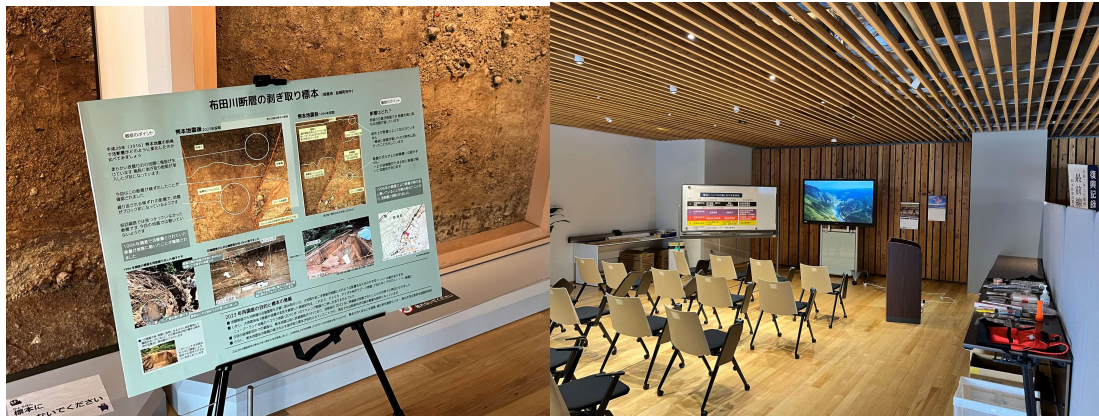
【オペレーションルームの見学様子】



3 展示・学習室（1F）

熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめ、過去に県内で発生した大規模災害の経験や教訓、災害発生メカニズム、防災の取り組みなどが学べる。また、地域防災の担い手や、児童・生徒の防災学習の拠点を目指している。

【断層の地層模型とレクチャールーム】



【プロジェクトマッピング（地震・風水害・火山編）】



【展示パネル】



【簡易トイレ・花鉢は幼児用トイレ】



【展示コーナーの展示物】



4 防災センターの建設の規模

- 設計／平成 30 年 11 月～令和 2 年 5 月
- 工事／令和 2 年 12 月～令和 5 年 3 月
- 構造／鉄筋コンクリート造（免振構造）
- 階数／地下 1 階、地上 7 階
- 事業費／約 9 7 億円
- 建築面積／2,560 m²
- 延べ面積／9,970 m²

【内訳】 県央広域本部／7,333 m²
 防災センター／2,637 m²
 （大規模災害時／6,648 m²）

5 まとめ

- ・この熊本県防災センターは、大規模災害時に低層階に災害対策本部やオペレーションルーム等の災害対策の主要機能を配置するとともに、政府現地対策本部や自衛隊等の応援機関の活動室を備えて、九州を支える広域防災拠点として機能強化を図ったもので、県庁舎敷地内にあり熊本地震で被災した熊本総合庁舎と熊本土木事務所を合築して整備した。
- ・このため、行政の司令塔という色彩が濃い施設となっている。
- ・神戸の阪神大震災記念館や東京都臨海防災公園にある「そなエリア東京」のような防災体験学習施設のような学習機能は最低限の施設にとどめている。熊本城再建の様な大きな復興シンボルがあるためか、地震の体験学習コーナーを期待したが叶わなかった。参考として、次ページに「そなエリア東京」の写真を載せておきます。一度、訪れてください。

（文責 甚田副会長）

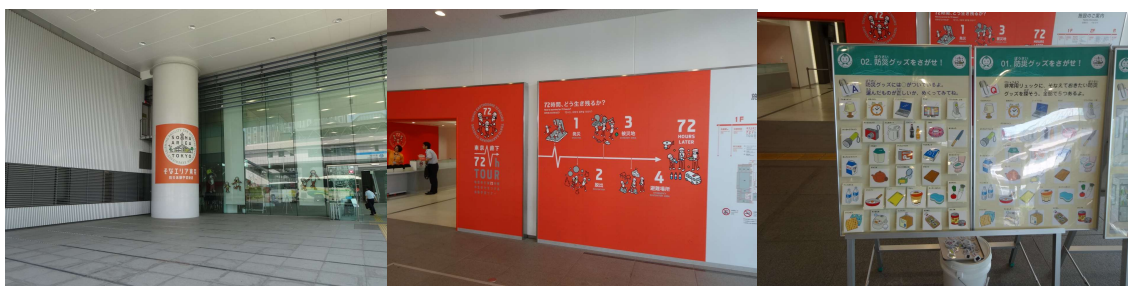
■参考資料 「そなエリア東京」

そなエリア東京は、東京都臨海公園内にある東京都の防災体験研修センターで、地震災害後の支援が少ない時間を生き抜く知恵を学ぶ防災体験学習ツアー「東京直下72hTOUR」を中心とした防災体験学習施設で、被災地や避難所の様子を再現した実物大のジオラマ展示があります。

首都直下地震について、なぜ起きるのか？いつ、どのような被害想定なのかを紹介する首都直下地震特設コーナー、地震発生後生き抜くヒントや備えたいグッズの紹介や防災ゲームなど学べる施設です。

また、首都直下地震発生時に緊急災害現地対策本部の候補地となるオペレーションルームも見学窓からみることができる。

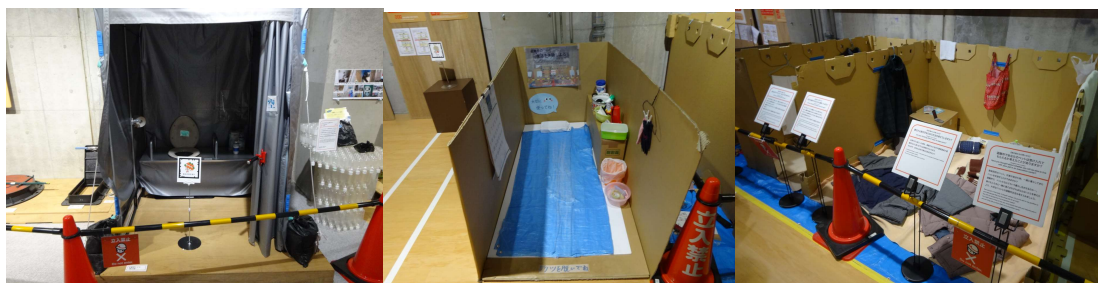
1 そなエリア東京のエントランス



2 東京直下72時間ツアーの疑似体験スタジオとそれぞれのポイントに質問コーナー



3 避難所再現コーナー



4 防災用具展示コーナー



※この写真は 2019 年 6 月に同施設を見学した際に撮影したもので、現在の内容とは異なります。

研修2日目① テーマ 熊本市の地域活動について

日時 2024年10月2日（水）午前9時30分～正午

場所 熊本市南部公民館

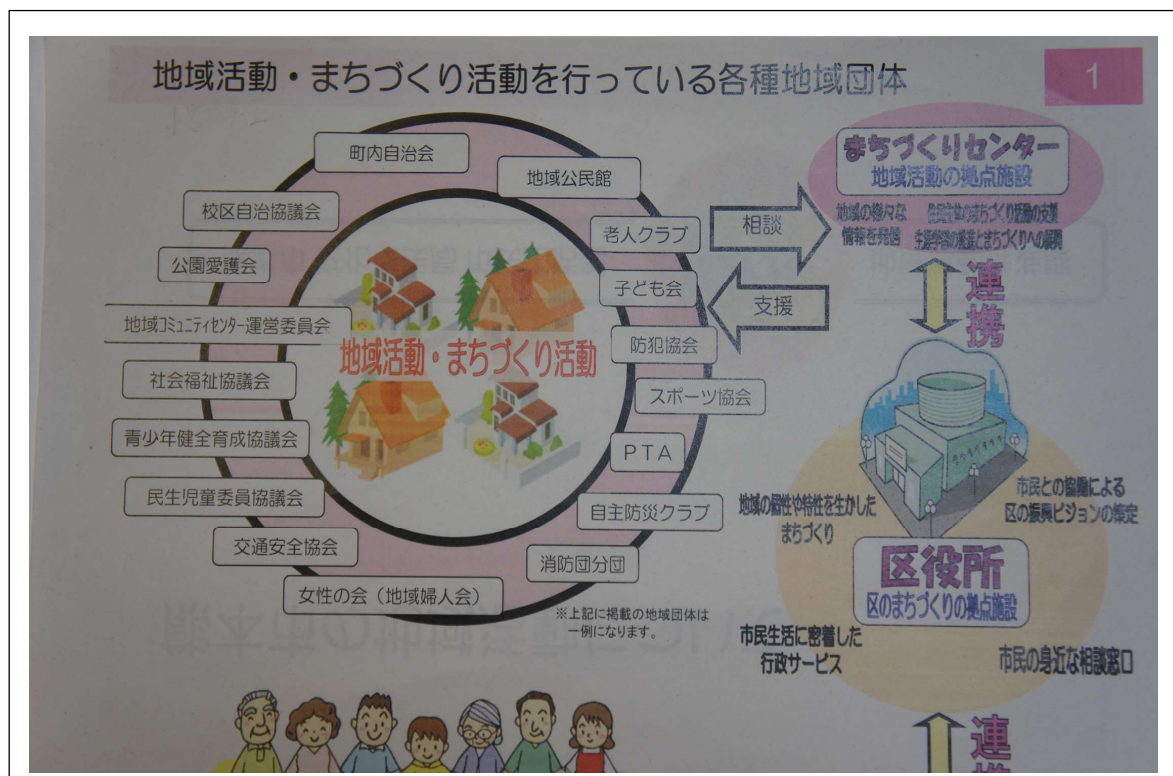
説明 倉永浩樹（文化市民局市民生活部地域活推進課主査）

この熊本市の地域活動の説明をまとめるにあたり、今一つ、説明が理解できず、液状化対策と併せての説明であったため、全体として時間も少なく提供された資料と市のHPからの資料を検索し、それも加えて報告とする。

1 熊本市のコミュニティ活動について

熊本市は、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、市域を5つの行政区に区分し、それぞれの区に区役所を設置したことが発端で、さらに4年を経過した時点で区役所運営に課題が見えてきて、区役所の機能と役割の見直しの過程で地域コミュニティ活動を推進するため区役所単位にまちづくりセンターを設置し、地域コミュニティと区役所及び市役所の連携体制をつくったものである。

具体的には、小学校区に設立されている96の校区自治協議会は、区単位に設置されている校区の「まちづくりセンター」にまちづくりに関して相談するとともに、センターはその活動を支援する形である。また、区役所はその区域内にあるまちづくりセンターと連携、市役所本庁は、それぞれの区の担当窓口と連携をとって、市全体のまちづくりを進めている体制をとっている。



地域活動・まちづくり活動の各種団体チャートは前頁のチャートのとおり。各種地域団体の中で特に中心的な役割を果たしている団体は次のとおり。

(1) 校区自治協議会（略称：自治協）

熊本市のまちづくりの特徴として校区自治体協議会があげられます。この協議会は、小学校区単位を基本に自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、公民館、防犯協会など小学校の地域団体で構成され、団体相互の連携のもとに、地域活動の推進や地域課題に対処することにより、円滑な校区運営を図る組織で令和5年4月1日現在、92校区と4地区に設立されている。（HPより）（所属する団体は、地域の事情によって異なる。）

この協議会の構成団体の要件は、

- ・ 校区の市内自治会の **8割以上** が加入していること。
- ・ 以下に掲げる校区の地域団体（15団体）のうち、現に組織されている団体の **3分の2以上** が加入していること。まちづくり委員会、地域コミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は、これらが加入していること。

校区自治協議会（略称：自治協）

2

構成団体要件

①校区の町内自治会の**8割以上**が加入していること。

②以下に掲げる校区の地域団体（15団体）のうち、現に組織されている団体の**3分の2以上**が加入していること。ただし、まちづくり委員会、地域コミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は、これらが加入していること。

※広く校区の住民の意見や提案が反映されるよう、できるだけ多くの地域団体の加入のもとで、校区自治協議会の運営を行うことが重要。

①まちづくり委員会	⑨子ども会
②地域コミュニティセンター運営委員会	⑩PTA
③社会福祉協議会	⑪女性の会（地域婦人会）
④青少年健全育成協議会	⑫公園愛護会
⑤防犯協会	⑬交通安全協会
⑥民生児童委員協議会	⑭体育協会
⑦老人クラブ	⑮消防団分団
⑧地域公民館	

※各校区で検討し同意が取れば、上記以外の地域団体の加入も可能。

(2) まちづくり委員会

協議会の構成団体であるまちづくり委員会とは、校区内を対象として歴史や文化、環境など特定のテーマを決めて、個人単位でも銃に参加し、自由な発想と機動力を生かして具体的なまちづくり行動を行う団体とある。

具体的には、夏祭り、どんと、観光イベント・まち歩き、ウォーキング大会等

(3) 地域コミュニティセンター

次に、地域まちづくりセンターとは、まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯学習などの市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設で、地域の自主的、主体的なまちづくり活動を推進することにより、地域社会のふれあいと連携を深め、市民の福祉向上を目的として設置。令和6年4月1日現在、市内に76箇所設置されている。

・このセンターの管理運営は、地域の各種団体で構成された「地域コミュニティセンター運営委員会」を設立し、指定管理者として管理運営を行っている。

市からの指定管理料と条例規則の範囲内において運営委員会で決めた利用料金等の収入により、施設の維持管理経費や自主・共催事業を賄っている。

地域コミュニティセンター（略称：コミセン）

4

地域コミュニティセンターとは・・・

まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯学習など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設で、地域の自主的、主体的なまちづくり活動を推進することにより、地域社会のふれあいと連携を深め、市民の福祉向上を目的として設置。令和6年4月1日現在、市内76箇所。

◆管理運営

地域の各種団体で構成された「地域コミュニティセンター運営委員会」を設立し、指定管理者として管理運営を行っている。

市からの指定管理料と条例規則の範囲内で運営委員会で決めた利用料金等の収入により、施設の維持管理経費や自主・共催事業の経費を賄っている。

◆主な施設

- 《多目的ホール》80～100名程度の収容が可能。
- 《和室》趣味・教養活動など潤いある交流活動に利用。
- 《調理室》料理教室、給食サービスなどに利用できる。



(4) 町内自治会

・町内自治会とは、同じ地域に住む人たちが支え合いの精神で自主的に組織し、運営されている任意の団体としている。私たちの町内会と同じ団体である。



町内自治会：同じ地域に住む人たちが支え合いの精神で自主的に組織し、運営されている任意の団体。

↓

- ・根拠法令等は存在せず、自治会で決定した規約に基づいて運営している。
※町内自治会の区域も、市ではなく、地域で決めている。
- ・会員から集めた町内会費や、市からの補助金等の収入で活動している。
- ・自治会長は市から委嘱されている訳ではなく、町内会費や補助金で賄われた役員報酬のみの「有償ボランティア」

町内自治会の主な地域活動・まちづくり活動

環境美化	防犯・防災	交通安全	レクリエーション
ごみステーションの管理、町内一斉清掃、廃品回収など	防犯パトロール、防犯灯の設置や電気代の支払、自主防災活動など	交通安全運動の実施、登下校時の見守りなど	夏祭り・運動会・文化祭などの行事開催

地域活動・まちづくり活動は、行政の手が行き届かない、きめ細やかな公共性の強いサービスを補完。
⇒ 町内自治会加入は強制ではないが、未加入は対価を支払わずに利益を得る状態（フリーライダー）

市からの補助金：熊本市「町内自治振興補助金」が根拠で、令和5年度は910の自治会に総額2億2827万円を交付。1自治会あたり平均額は25万円となり、この補助金は、役員の報酬や飲食費にも充当できるとある。

ただ、6年6月市議会で「補助金に相当する全額が会長報酬に当てている自治会がある」との指摘を受けている。また、市の包括外部監査人からも、福岡市は町会活動を支援する補助金の対象事業を「地域防災力向上に資する事業」、「住民同士の町会活動に資する事業」と規定し、人件費を除外しているとの指摘もある。市地域活動推進課は、この指摘も踏まえ補助金の交付規則を見直す準備を始めた。（熊本日日新聞 2024年9月26日）以上から今後、「有償ボランティア」ということはどうなるのか気になることである。

さらに、「町内自治会の主な地域活動・まちづくり活動」の紹介として「環境美化」、「防犯・防災」、「交通安全」、「レクリエーション」の4つを例にあげ、そして、地域活動・ま

ちづくり活動は、行政か手の届かない、きめ細かな公共性の強いサービスを補完と述べている。また、町内自治会加入は強制ではないが未加入は対価を支払わず利益を得る状態（フリーライダー）とまで言い切っている。市の資料としてここまで言い切っているのは珍しいのではないか。

フリーライダーとは、対価を支払わずに利益や恩恵を得ようとする人を指す言葉。社会学や心理学で使われ、近年では、一般にも浸透している。例として、一つの集団がメンバー同士の貢献によって付加価値を生み出すとき、自分は何も貢献せず、他のメンバーに貢献

■当日の南部公民館での視察研修の様子



以上が当日に配布された資料のコアな部分である。ただ、このようなシステムに至った経緯が今一つ分からず、次に市のHPからまちづくり機能の強化と出張所等の再編と密接にかかわっていることにより、以下に説明する。

2 熊本市のまちづくり支援機能強化と出張所等再編方針（平成 28 年 10 月）

(1) 方針策定の趣旨

- ・熊本市は、平成 24 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行。市域を 5 つの行政区に区分し、それぞれの区に区役所を設置し、さらに区役所の窓口を補完するため 9 つの総合出張所と 5 つの出張所、1 分室を設置。法令に基づき区の事務とされている戸籍、住民基本台帳事務、保険、年金、福祉などの住民の身近な業務と区民との協働で行うまちづくりの推進、土木相談、農業の業務を担った。
- ・区役所を設置して 4 年が経過したところから、区役所運営における様々な課題が見え、窓口サービスも区役所での件数が増加する一方、近い出張所では件数の減少がみられ、平成 27 年度からのマイナンバー制度の創設により、今後、出張所等での窓口サービスが減少することが想定された。

- ・一方、人口減少、少子高齢社会におけるまちづくりの担い手不足、人と人とのつながりの稀有化などの地域力そのものの低下し、様々な地域の課題に対応できなくなる懸念があり、そのための地域づくりと、それを支える行政の支援体制の充実が求められ、そこに平成 28 年の熊本地震の発災があり、改めて地域の絆と支え合う地域づくりの大切さを再認識した。
- ・平成 28 年 3 月にこの方針を策定した。そこでは、「地域主義」の理念のもと、地域の課題を的確に捉え、住民自らの創意工夫による自主自立のまちづくりを進めるため、住民の最も身近な区役所の機能や役割を見直したものである。

(2) 方針の位置づけ

- ・「熊本市自治基本条例」、「熊本市第 7 次総合計画」、「区役所のあり方に関する基本方針」（平成 27 年 3 月策定）及び「区役所見直し実施プログラム」によります。

① 「熊本市自治基本条例」

- ・同条例中、第 5 章コミュニティ活動、第 32 条に地域コミュニティ活動について声明し、「市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を支え合う自主的な自立的な地域コミュニティ活動を推進するよう努めるとあり、市長は、その活動が推進されるよう支援するとある。
- ・さらに、「市民公益活動」として、上記の地域コミュニティ活動のほか、「公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（市民公益活動）」に対する理解を深め、これを守り育てるように努め、市は推進されるよう支援するとある。
- ・第 6 章「区におけるまちづくり」では、第 35 条において、市は区役所の拠点性を生かしながら、地域の特性を踏まえて自主的で自立的なまちづくりを推進する。そして、区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むように努め、区長およびその他の職員との協働により行うとしている。

② 熊本市第 7 次総合計画

- ・「まちづくりの基本理念」として、まちづくりの原点は、「地域」、そして、「そこに暮らす「市民」とし、まちづくりの重点的取り組みとしては、「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成するとともに、生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくるとしている。
- ・第 2 章「安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進」の第 1 節「自主自立ののちづくり活動の活性化」の中で、まちづくり支援機能の強化として、区ごとのまちづくりを推進し、その拠点となる施設として「まちづくりセンター」を設置し、本庁及び区役所内での各課と連携を図ることで、区の課題の把握と広聴機能の

強化を図るとしている。そして、そのセンターに地域担当職員を配置し、地域コミュニティ活動の支援、地域の相談窓口等地域の課題解決に取り組むとあります。

③ 区役所等のあり方に関する基本方針

- ・ 区役所のまちづくり推進体制の強化
- ・ まちづくり交流室のまちづくり支援機能の強化
- ・ まちづくり交流室と一体となった公民館の運営体制の見直し
- ・ サービス利用の実態等を反映した総合出張所・出張所の再編
- ・ 区役所、出張所等の施設の最適化

以上により、まちづくり支援機能強化出張所等再編方針を策定

(3) 基本目標

- ・ 2つの基本目標があり、その1つとして「自助・共助・公助」の仕組みづくりを進めることで、おたがいさまで支え合う機運を醸成し、情報共有の原則のもと、参画と協働による自主・自立のまちづくりを行政が支え、地域力の維持・向上をめざすとしています。

(4) 施策の方針

- ・ まちづくり支援機能の強化策として「まちづくりセンター」の設置
センターの設置とともにその体制としては、まちづくりセンター管轄区域内を統括するセンター長の配置、小学校区数に応じた専任の地域担当職員を複数配置し、地域内に居住する市職員等によるボランティア活動等で地域のまちづくりに参加する「地域支援チーム」の創設をするとしています。

- ・ 設置場所

現在の公設公民館（まちづくり交流室がある場所）を基本としながら、地域の実情に応じて、区役所や出張所等にも設置するとあり、令和6年4月1日現在、熊本市のHPでは、22センターが設立されている。訪問した南部公民館は、旧南部出張所に設立されており、公民館、児童館、図書室の機能がある。

(5) 公民館について

南部まちづくりセンター長によると、市の公設公民館数は、分館含めて20館あり、その内、17館に「まちづくりセンター」が設置されているとのこと。この他に熊本市は「地域公民館」を置いている。その目的は、地域社会における住民の自主的活動の連携と生涯学習の振興を図るため、「地域公民館」の自主性と創造性を生かし、地域の連帯意識及び福祉の向上とまちづくりに寄与することとしている。

地域公民館の種類は、1 小学校区の区域を対象とする「校区公民館」とし、1 町内自治会の区域を対象とする「町内公民館」の 2 つの公民館を設けている。

地域公民館を結成しようとするときは、結成届、結成同意書、役員等名簿、現況及び建物平面図、建物位置図等を市に提出しなければならない。解散の時も届け出を提出することとなっている。また、地域公民館の活動を促進するために、運営費補助、建設・営繕費補助、借家料補助などの一部助成する要綱を定めている。この点は、本市と全く違うところであるが、当日は、時間が無く質問できなかったのは、残念であった。

参考までにその要綱の一部を紹介する。

■熊本市地域公民館運営費補助実施要綱 （制定 昭和 50 年 9 月 1 日 教育長決裁）

第 1 条

この要綱は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の運営費に対し熊本市補助金等交付規則 昭和 4 3 年規則第 4 4 号 に基づき熊本市地域公民館運営費補助金（以下「補助金」という。）として一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象となる団体）

第 2 条

補助の対象となる団体は、地域における自主的活動の場として、活発な活動運営が期待される地域公民館で、地域公民館要綱（平成 4 年 4 月 1 日制定）第 5 条に規定する届出がなされているものとする。

（補助対象経費）

第 3 条

補助金交付の対象となる経費は、補助対象団体の運営 公正かつ円滑に行うための事務等に要する経費であって、第 7 条の規定による交付決定があった年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに生じたもの（以下「補助対象 事業費」という。）とする。

（補助金の 額）

第 4 条 補助金の額は、1 館につき 15 万円 以内とし、次に 掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象事業費の合計額

(2) 別表に定めるところにより積算した算定基礎合計額

以下、省略

研修 2 日目② 熊本地震からの復興・復旧と液状化被害について

日時 2024 年 10 月 2 日（水）午前 9 時 30 分～正午

場所 熊本市南部公民館

1 熊本市の概要について【南部公民館会場写真】



○面積 390.32 K m²

○人口 737,108 人（令和 6 年 3 月 31 日）

○世帯数 338,869 世帯（令和 6 年 3 月 31 日）

○全国で 20 番目、九州で 3 番目の政令指定都市

○平成 24 年 4 月 1 日 政令指定都市移行

○上下水道は、清冽な地下水 100%

○めざす都市像 都市のコンパクト化

・都市計画に基づく中心市街地活性化

熊本駅周辺整備と桜町・花畑地区オープンス

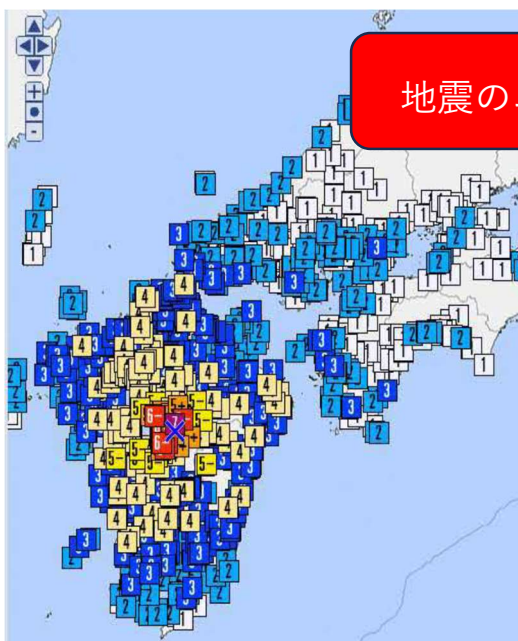
ペースの整備

2 平成 28 年熊本地震の概要

① 九州を遥かに超え広範囲で揺れた大地震

前震 平成 28 年 4 月 14 日午後 9 時 26 分

本震 平成 28 年 4 月 16 日午前 1 時 25 分



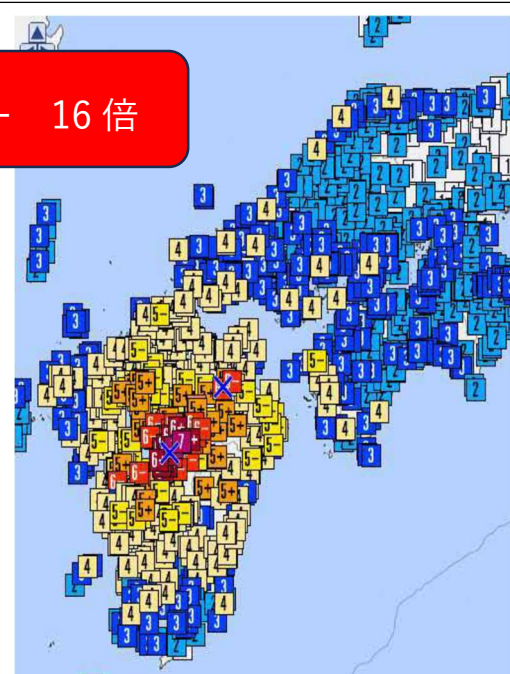
マグニチュード 6.5

最大震度 7（益城町）

震度 6 弱（東区、西区、南区）

震度 5 強（中央区、北区）

地震のエネルギー 16 倍



マグニチュード 7.3

最大震度 7（益城町、西原村）

震度 6 弱（中央区、東区、西区）

震度 5 強（南区、北区）

② 熊本地震の被害状況

■ 2016 年 4 月 14 日及び 16 日に発生した熊本地震※1 は、わずか 28 時間の間に最大震度 7 が 2 回、震度 6 の地震が 5 回、余震の累計は 4,000 回超となる観測史上初の大災害だった。

■避難者数は最大 11 万人、住家被害は 13 万件を超え、液状化等による宅地被害が市内の各所で発生した。

■人的被害（令和 5 年 7 月末現在）

死者 88 人（直接死 6 人、関連死 82 人）

重傷者 772 人（重度の障がい者 6 人を含む）

■避難所・避難者数

避難所 267 箇所（最大）

非難者数 110,750 人（最大）

■住宅被害 ※罹災証明交付件数（令和 6 年 3 月末時点）

全 壊 5,764 件

大規模半壊 8,972 件

半 壊 38,964 件

一 部 損 壊 82,985 件

合計 136,685 件

■宅地被害の状況（推定）

がけ崩れ被害戸数（造成宅地変状箇所内を含む） 約 4,300 戸

液状化被害戸数 約 2,900 戸

合計 約 7,200 戸

■ 水道：最大約 326,000 戸 断水 ⇒ 平成 28 年 4 月 30 日通水完了

■ 電気：約 278,400 戸 停電 ⇒ 平成 28 年 4 月 18 日午後復旧

■ ガス：約 100,900 戸 供給停止 ⇒ 平成 28 年 4 月 30 日復旧完了

③ 市内の被害写真

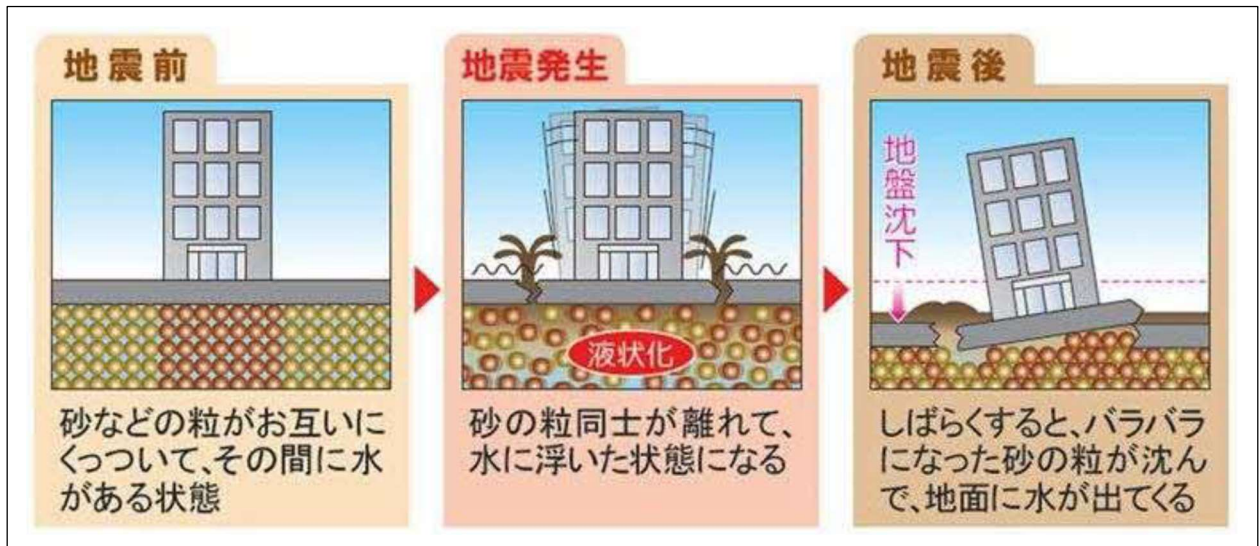
■道路・下水道 想像を絶する段差や亀裂、マンホールの隆起



3 宅地液状化事業について

(1) 液状化とは

地下水位が高く、ゆるく堆積した砂地盤等が、地震により激しく揺らされ、砂の粒子と水が混ざり合うことで、地盤が一時的に液体のようにやわらかくなる現象のこと。



(2) 液状化が発生する原因

(ア) 地下水位が高い地域であること

(イ) 地盤がゆるく堆積した砂地盤であること

③ 地震等による強い揺れが一定時間継続して発生すること

⇒これらの条件が全て揃うと、液状化が発生する可能性が高い。

(3) 宅地液状化防止事業について

○宅地液状化防止事業とは

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時における宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために策定された国の事業のこと。

※東日本大震災にて発生した液状化被害状況（茨城県・神栖市提供）



○事業実施要件

- ①当該宅地の液状化により、公共施設に被害が発生するおそれのあるもの。
- ②液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された 3,000m² 以上の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が 10 戸以上であるもの。
- ③事業区域内の宅地について所有権を有する全ての者等の 2 / 3 以上の同意が得られているもの。(※R4 年に撤廃)

ただ、熊本市の場合は、地域によっては、被害のない方もおり同意を得ることは、かなり高いハードルであった。

- ④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われているものと認められるもの。

⇒上記の 4 つの要件に合致した地区が「宅地液状化防止事業」を実施可能

4 液状化対策の基本的な考え方

○対策工法について

国土交通省が制定している「市街地液状化対策推進ガイダンス」並びに「公共施設・宅地一体型対策工法」の施工実績より以下の 4 工法が想定される。

なお、地下水位低下工法においては「排水管方式」と「汲み上げ井戸方式」がある。

工法名	地下水位低下工法 (排水管方式)	地下水位低下工法 (汲み上げ井戸方式)	格子状地中壁工 法	側方流動対策広 報
対策の考え方	地下水位を低下させめり込み沈下を軽減する		地震による地盤の変形を抑える	液状化に伴う側方流動の防止
他地域での施工実績	茨城県神栖市 茨城県鹿島市 千葉県千葉市 埼玉県久喜市	千葉県我孫子市 ※委員会での検討のみ	千葉県浦安市	千葉県香取市

5 熊本地震にて発生した液状化被害について

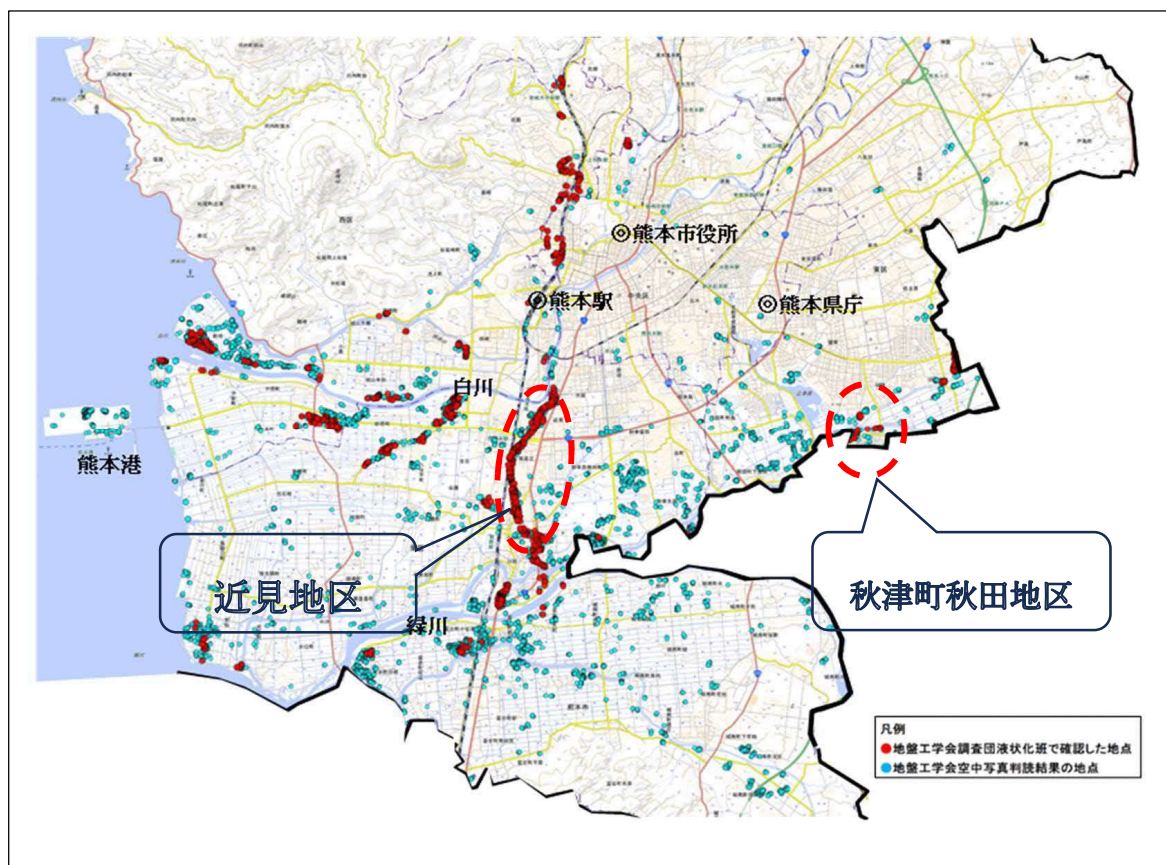


【写真左 マンホールが浮かび上がった地点、中 畑に亀裂が見られた地点、右 広く噴砂が見られた地点】

■熊本地震により市内各地で液状化被害が発生した。

なお、宅地に被害が及んでいるのは、 約 2,900 戸と推定している。

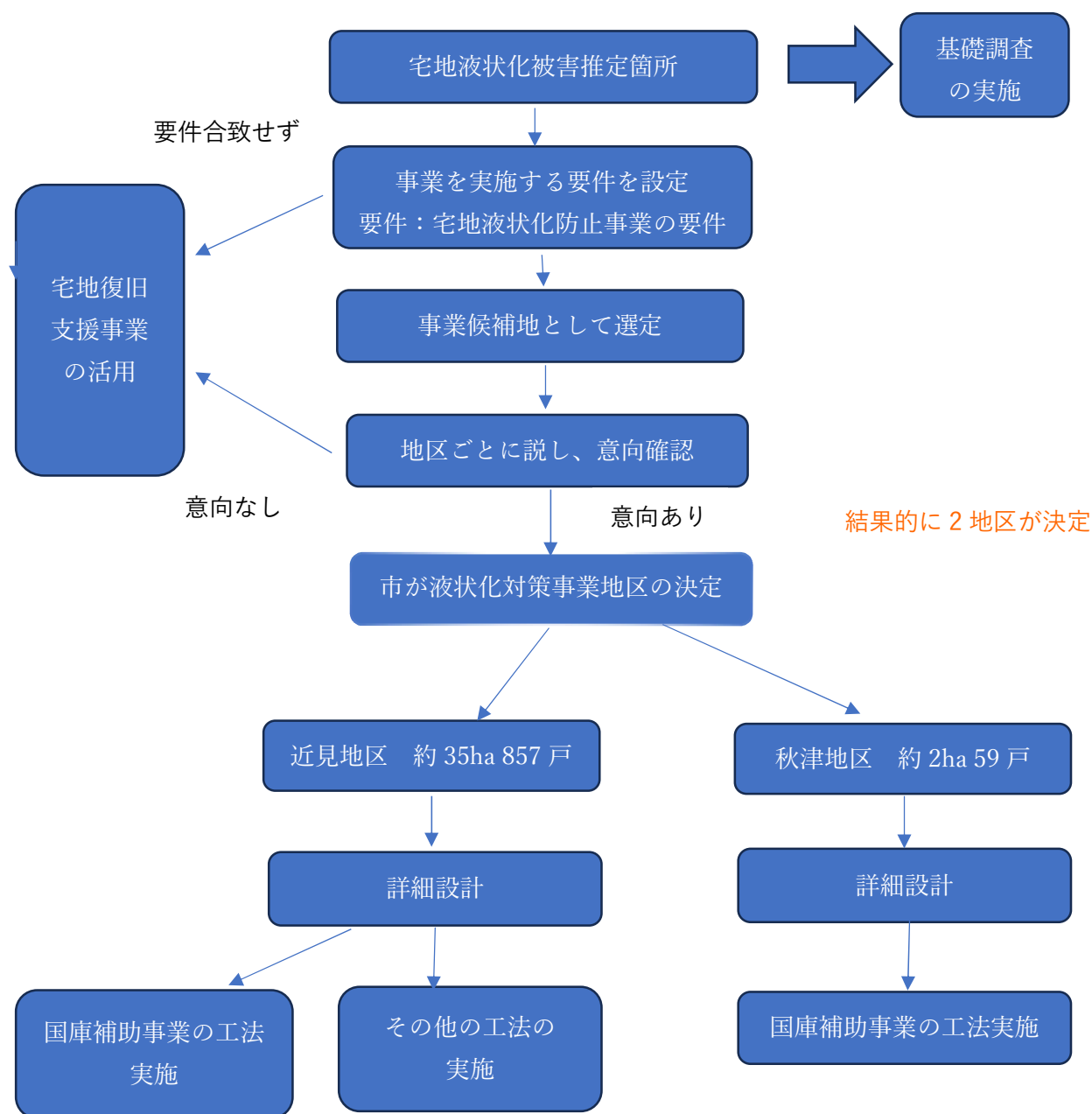
【下図 熊本地震による液状化発生箇所】



(地盤工学会平成 28 年熊本地震災害調査団液状化報告書・平成 28 年 5 月 11 日)

6 熊本市の液状化対策実施決定フロー

熊本市の液状化対策の実施決定までのプロセスは、以下のフローのとおり。



7 住民への説明

■宅地液状化防止事業 候補地区選定となる要件は次の2点です。

- ①液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であること
 - ②公共施設と宅地との一体的な液状化対策が可能であること
- 次に、選定要件が適合された場合と不適合の場合に分かれる。

■要件適合となると事業候補地の意向確認に移る。手続きは次のとおりとなる。

- ・地区の住民に宅地液状化防止事業を理解いただくまで協議を実施 ※近見は除く
 - ・ 約9ヶ月間、地区毎に説明会等を実施
 - ・ 説明会は計14回、個別説明等を含めると計79回の地元協議を実施
- ・ 宅地液状化防止事業を理解いただいた上で、
 - ・ アンケート調査を実施し意向を確認
 - ・ 個別訪問・相談、意向聞き取り調査等を実施

写真 住民説明会



■要件不適合の場合は、選定された2地区以外の地区では、

- ・ 同様に約9ヶ月間、地区毎に説明会等を実施
- ・ 個別説明等を含めると計74回の地元協議を実施

個別対策の促進策として、

- ・ 熊本市宅地復旧支援事業(復興基金)を活用した個別対策の促進する。

8 近見地区の対応について

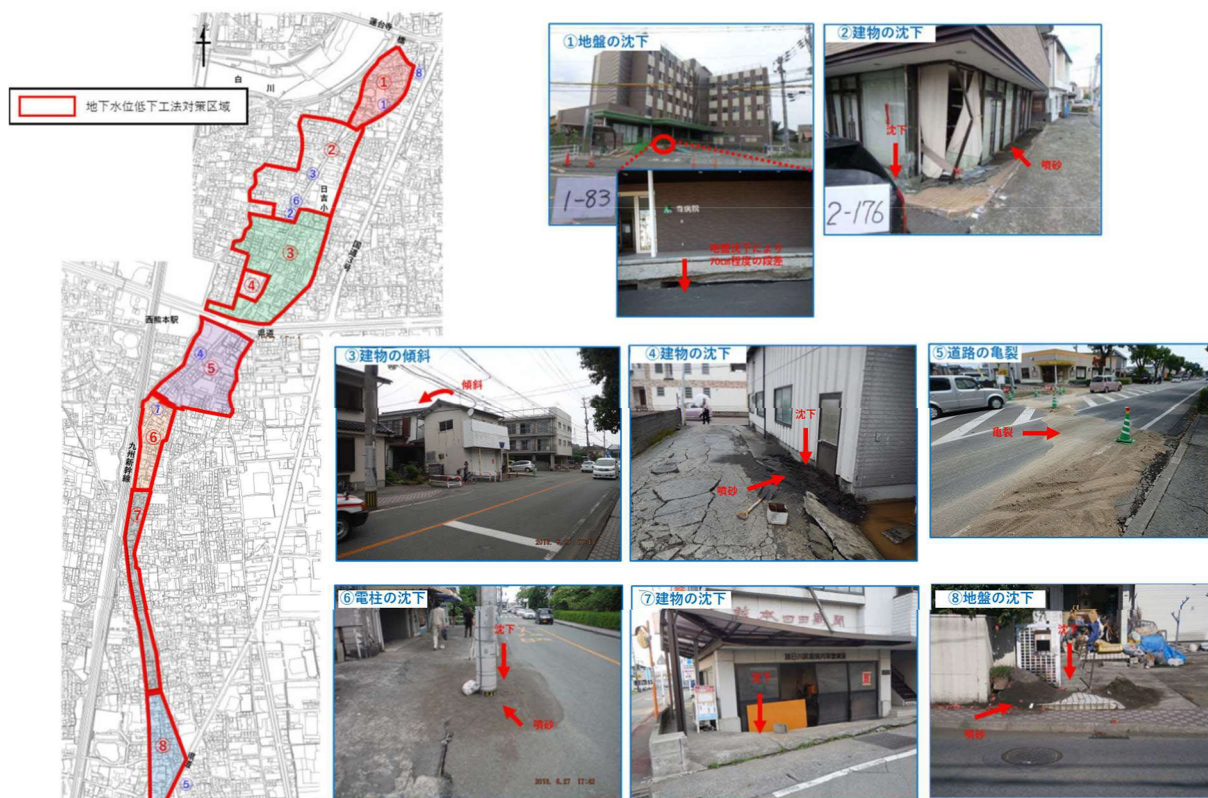
(1) 近見地区での液状化の被害

■近見地区における液状化した範囲は、明治の地形図で見ると旧鹿児島街道沿いで水路と並行していることがわかる。幅 50～100m、長さ 5km 近くにわたって噴砂がみられた。この近見地区では、前震で近見から南高江にかけて液状化が発生し、本震で分布範囲がさらに南の川尻まで広がった。

・この近見地区の液状化による建物の傾き、沈下、建物周りの沈下被害が鹿児島街道（旧 3 号線）の両脇で多数生じている。噴砂地点も多数存在。噴砂は黒色の火山灰質砂と思われる。前震で液状化し、本震でさらに液状化被害が拡大したようである。建物周りの沈下では近見地区で 75 cm、日吉では 30cm を観測した。このうち、日吉地区では前震で 10cm、本震で 20cm と建物と地面の段差が拡大したとのことである。井戸を有する住宅では、井戸から噴き出した砂が敷地に堆積し、土嚢袋 200 袋でも足りなかったとのこと。地下水位は比較的浅いと思われる。一方、この街道から離れると液状化の痕跡がなくなり、地震による被害も見当たらなくなる。

〈出典:平成 28 年熊本地震による熊本平野で生じた液状化とその被害について／村上哲（福岡大学） 永瀬英生（九州工業大学）より〉

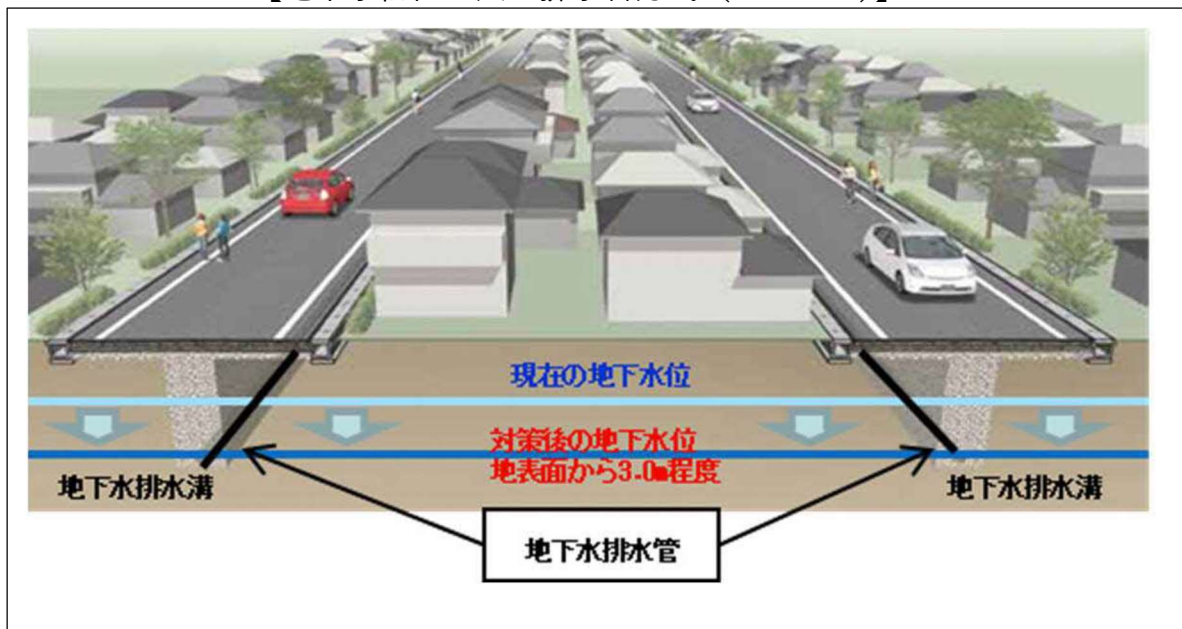
【近見地区での液状化の被害】



(2) 地下水低下工法とは

- ・ 液状化の発生原因である地下水位を強制的に低下させることで、地表面下の地盤を液状化しにくい地層へ変え、液状化が発生する可能性を軽減し、被害を抑制する工法である。

【地下水低位工法の排水管方式（イメージ）】



- ・ 地下水位低下工法の適地とは、
 - ① 地下水位の施工により下がる状況にあること
 - ② 不同沈下を引き起こす粘土層が厚く堆積していないこと
 - ③ 団地に道路があり、暗渠管を設置するスペースがあること
- ・ 実証実験を行った結果、近見地区では十分な対策効果が確認でき、周辺へ有害な影響も確認されなかったため、この工法を選定した。

【写真:実証実験の様子、近見1丁目ふれあい公園、平成30年2月～秋頃】



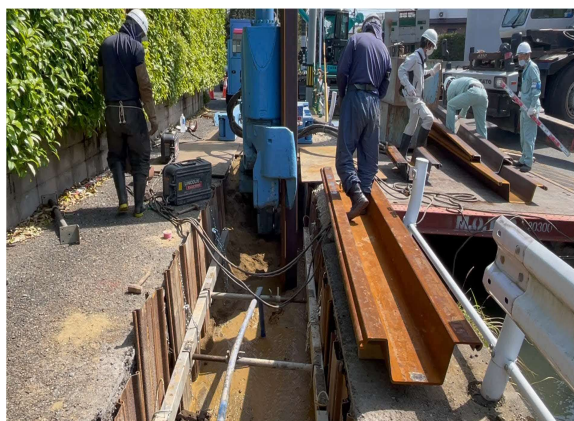
- ・ 近見地区では、地下水位低下工法の対策区域を8つに分け合計の事業面積は、35ha、対象戸数は、752戸となった。

(3) 地下水低下工法の進め方と工事の様子

進め方としては、大きく3つに分けられる。

①遮水鋼矢板で対策区域の内と外を分断する。

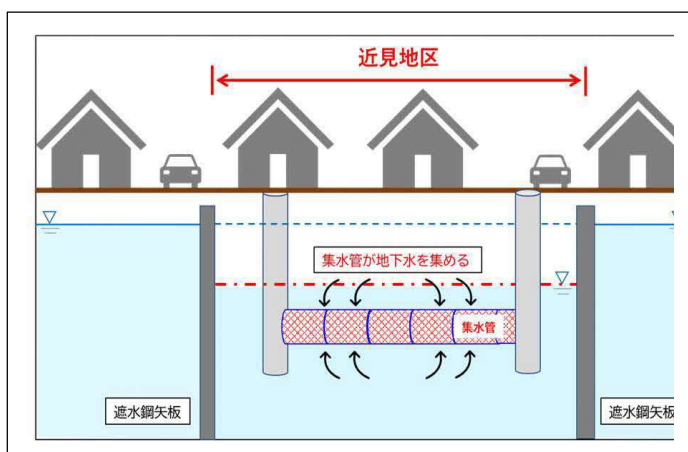
- ・ 地下水を大量に低下させると、地盤沈下が発生する危険がある。
- ・ 対策区域内だけの地下水位を低下させるため、連続的に「遮水鋼矢板」を約10mの深さまで設置することで区域を地中の中で分断させる。



【写真 遮水鋼矢板】

②地下水を集める

- ・ 対策区域内の地下水を集水できる「集水管」を地中に配置する。



表面を拡大すると



【集排水管敷設の流れ】

○立坑堀削



○先導体設置



○推進管・総合管敷設



○推進管・複合管回収



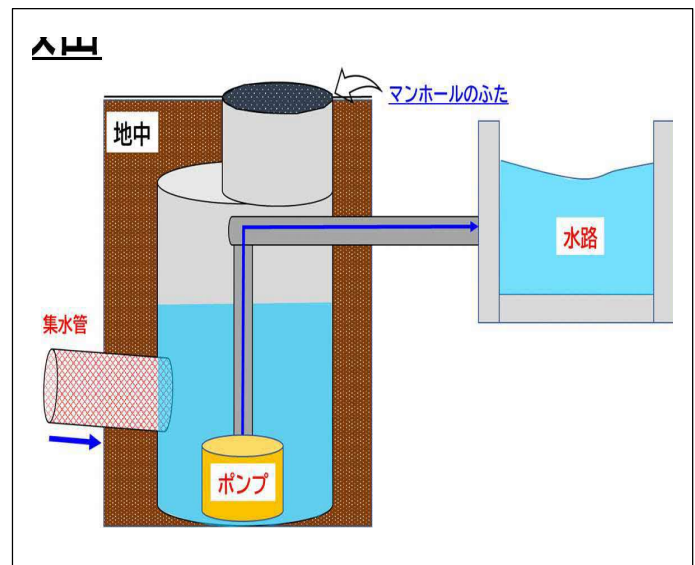
○推進完了



③ ポンプにて地下水を地区外に放出

- ・「集水管」により集水した地下水はマンホールによって集められ、ポンプにより対策区域外に流出されている。
- ・有害な地盤沈下が発生しないよう、段階的に地下水を低下させている。
⇒対策区域内の地下水位を目標水位までに低下させていく
- ・ポンプ維持費については、当面、市で対応するとのこと。つまり、以後、永久にポンプによる維持はしなければならないということ。

【図 ポンプアップのイメージ】



(4) 住民への広報について

・住民の事業への賛同を得るため、さらに事業の進捗をPRするために「ちかみらい通信」を平成30年4月に第1号を発行し、令和6年4月の第72号まで続けている。こういう広報の努力は、事業の完遂のためには不可欠なものだと思った。

熊本市宅地液状化防止事業情報誌第1号(平成30年4月発行)

ちかみらい通信 ～液状化に強いまちを目指して～

ごあいさつ 熊本市では、これまで近見地区において「宅地液状化防止事業」の検討を進めてまいりました。検討の結果、近見地区において「地下水位低下工法」が有効であることが分かり、工事の効果を確認するために実証実験を実施することとなりました。これを機に、事業について広く市民の皆様にご覧いただくため、熊本市宅地液状化防止事業情報誌として「ちかみらい通信」を進捗にあわせて発行し、情報の共有に努めてまいりたく思っております。一刻も早い近見地区の復興をめざしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます！！

液状化対策の実証実験を始めます

○実験手順

1. 実験箇所の周りの水が入らないように、鋼製の「矢板」(壁)を地面に打ち込みます。
2. 実験箇所に、鉄板で重さを再現した「模擬家屋」を設置します。模擬家屋は一般的な家屋と同等の約60トンの重さがあります。
3. 矢板内の地下水を、地中に設置した「集水管」で集め、その水をポンプで排水して観測を開始します。

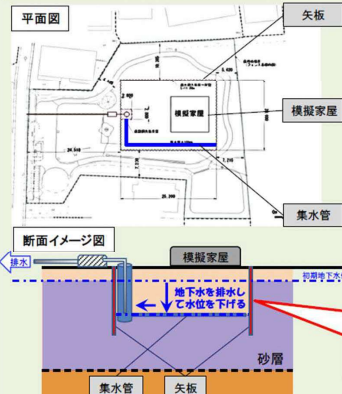
○観測内容
地下水位を低下させ、水位の状況や矢板の遮水効果を確認します。また、模擬家屋や周辺地盤への影響や沈下量を確認します。

☆実証実験の現場見学会の開催案内

日付:平成30年**5月12日(土)**、**16日(水)**
 時間:午前の部(10:00～)、午後の部(14:00～)の2部開催
 (※雨天の場合は翌日に延期)
 内容:実験内容や工法についての説明を行います。
 ご興味のある方は、この機会に是非お越しください！！

【問合せ先】
 ◇熊本市都市建設局 震災宅地対策課 096-328-2966
 宅地液状化防止事業について 計画調整班
 宅地復旧支援事業について 宅地復旧支援班

実験場所:近見1丁目ふれあい公園
 実験期間:平成30年4月18日～平成30年8月
 (経過状況により期間が変更となる場合があります)

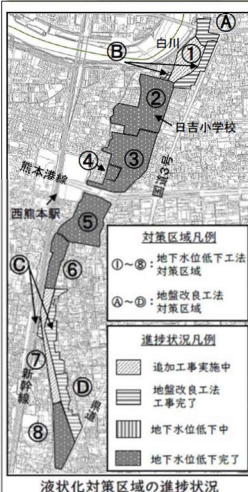


地下水がない砂層は液状化しないため、地下水位を下げることで液状化しない層を作り、被害を抑える。

ちかみらい通信 ～液状化に強いまちを目指して～ 令和6年(2024年) 4月 第72号

熊本市では、近見地区において「宅地液状化防止事業」を進めています。事業について広く市民の皆さまに知っていただくため、熊本市宅地液状化防止事業情報誌として「ちかみらい通信」を進捗にあわせて発行し、情報の共有に努めています。ちかみらい通信は、熊本市のホームページやLINEでも公開しています。パソコンやスマートフォンでは是非ご覧ください！

【問合せ先】◇熊本市 都市安全課 熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 Tel:096-328-2900 mail:toshianzen@city.kumamoto.lg.jp



1. ①地区追加工事における地元説明会の開催

3月28日に①地区の追加工事について地元説明会を開催いたしました。①地区では、目標とした水位まで地下水が下がっておらず、事業の十分な効果が得られていないことから、集水施設を設置する追加工事を行い、地下水位を下げる必要があることを説明いたしました。追加工事を実施する付近の交通規制につきましては、裏面に掲載しています。住民の方々には、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



写真1.地元説明会の様子

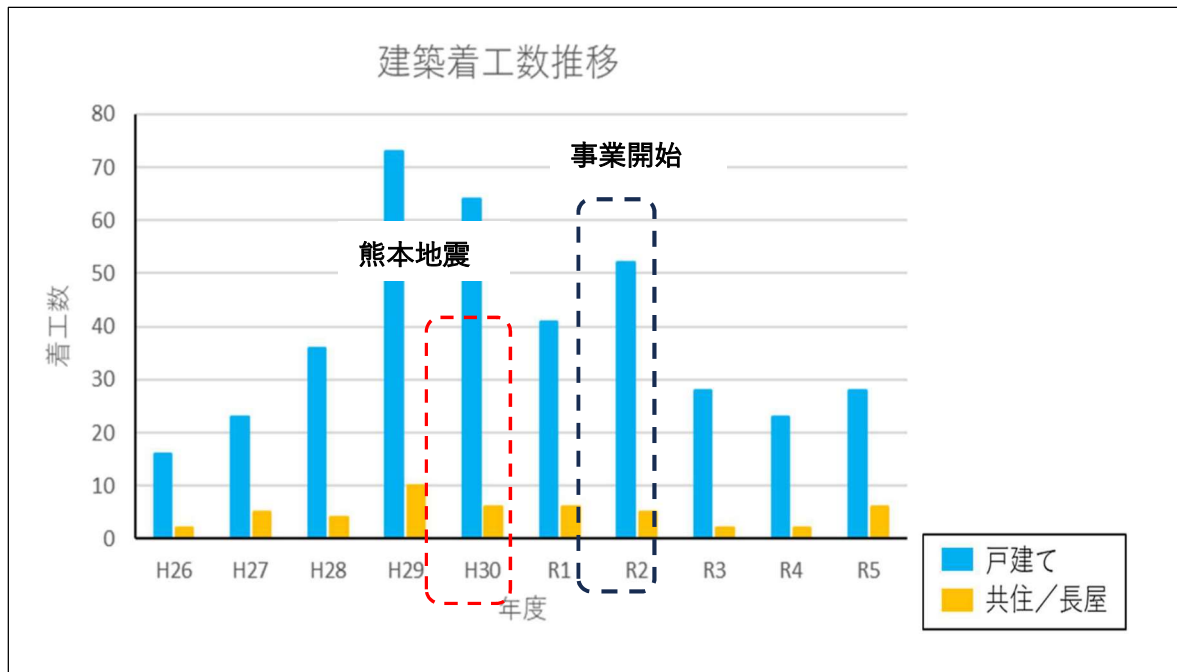
熊本市公式LINE

ぜひ、熊本市公式LINEの友だち登録をお願いします！LINEアプリの「友だち追加」→「QRコード」で右の二次元コードを撮影し、ご登録ください。ちかみらい通信は「日吉校区」、「力合校区」、「城南校区」のいずれかを選択すると受信できます。



裏面にもお知らせがあります！

報告 2-4 近見地区の建築着工数推移 10



■着工水位の傾向のポイント

- ・ H28 年 熊本地震後の建築着工数増加は顕著な傾向
- ・ 事業開始後の R 2 年に建築着工数の増加が見られる
- ・ R 5 年現在の建築着工数は、地震前と比較し微増



事業実施以降も建築着工数が増加傾向である

■この委員会資料の総括

- ・ 事業実施前後の近見地区人口・世帯数及び県基準地価・路線価の比較では、事業との相関は見られない
 - ・ 近見地区は熊本地震により公共交通を含め、生活インフラに大きな影響が出ていないため、人口流出等も起こりにくかったと考えられる
 - ・ 定点観測では新築物件が確認できること、事業開始後に建築着工数が増加していることから、近見地区で事業を行うことでの安心感の表れとも見受けられる
- 以上から、液状化によるこの地区の影響は、最小限度に抑えられたとの報告と伺われる。

以上は、熊本市都市建設局都市安全課の鎌田技師主管課らの説明に、他の公表されている資料を添付して報告とした。

次に、被害を受けた南区（日吉・力合校区）液状化復興対策協議会の活動について報告する。資料は提供された資料の一部を抜粋。

9 南区（日吉・力合校区）液状化復興対策協議会の活動について

・協議会の活動については、資料から主要な点を上げてみる。

熊本市（日吉・力合校区）液状化復興対策協議会の活動（抜粋）

西暦	月	日	出来事、活動内容等
2016	4	14	熊本地震発災
	4		地震調査（液状化）学会がサンプル入手調査
	4	下	避難所閉鎖
	5	9	第1回準備会議
	5	中旬	民進党視察、自民党、県議会議員等視察が入る
	5	21	自民党野田衆議院議員視察、熊本県、地元マスコミ同行
	5	26	国土交通省審議官視察、マスコミ同行、全国キー局
	6	1	準備対策協会被災者会議
	6	2	市長と議長に要望書提出
	6		液状化学会調査団続々来県、住民説明会開催
	6	7	熊本市、国へ要望書の提出
	8		復興夏まつり
	8		自民党国会議員団視察、噴砂処理、道路の粉塵対応
	8	24	閣議特区決定
	9		復興笑情香寄席 DAY HAPPY project1 開催、以降3地区開催
	12	29	熊本市ガイドライン決定

2017			
2018			有識者会議、実証実験開始、住民説明会、各地区工事説明
	7	8	市長実証実験視察住民交流、住民合意形成開始
			合同形成地区より工事開始
2023	12		市主催最終説明会
2024			追加工事調整中

説明は、同協議会の企画運営事務局長 織田元一氏から 30 分以上にわたり説明を受けが、我々が聞きたかった被災者の井戸の保障や宅地等の協会の問題な解決までに苦労した点を聞きたかったが、同協議会の一連の活動の時系列での説明に終始したので、肝心のところは時間的に聞けなく残念であった。

以下、同氏の説明のポイントをまとめる。

- ・ 発災時、熊本市は、避難所運営や罹災証明の対応で手が一杯で、液状化への対策は後手に回った。熊本市の場合、平衡感覚により住めない住居が多くあった。
- ・ 5 月に入って議員等の視察があり、5 月 21 日野田衆議院議員の視察から潮目が変わり、以降、マスコミ等からの注目を集め、行政も動いたとのことであった。
- ・ 6 月に市から国土交通省へ要望書が提出され、8 月に災害特区として閣議決定がなされたとのこと。
- ・ 熊本市は、政令指定都市であったが、県を前面に出し、その行政や議員を動かすためには、マスコミを最大限利用した。
- ・ そして、専門家や、工事関係者、住民が一致協力してまちづくり自治協議会を結成した。
- ・ 必要だったこととしては、自助・共助・公助と自覚から共感、そして共同という流れ、共と協、同と動と働のキーワードが必要
- ・ 最初の空気感から雰囲気、そして流れが出来上がる。
- ・ 意義（目的・目標）をしっかりと持ち、価値観の共有、そして制度（ルール）化を図る。そして、人（芸術・文化）、物、事、資金、情報、知識が必要となる。
- ・ 地区のランドマークとして、「私たちの道路」、「私たちの街と人」の 2 つを上げた。最後には、緊急かつ重要なことは、皆でやるしかない。でも、熱い思いを持った人が少数いないと成しえない。この熊本地震が教えてくれたことは、「ありがとう」「おかげさま」、「あたがいさま」の地域に人情があるということであったと、報告をまとめた。

■まとめとして

今回、会場に熊本市の行政と住民の協議会の代表の方からの説明があったが、残念ながら、双方とも、自分たちの報告に終始し、双方の問題点やその解決に向けて努力したことや課題等は聞けなかった。事前にその点の説明を求めたが、当日説明がなかったのは残念である。また、現地の視察も予定はしていたが、こちらの日程の都合もあり十分とれなかったのは、反省点である。

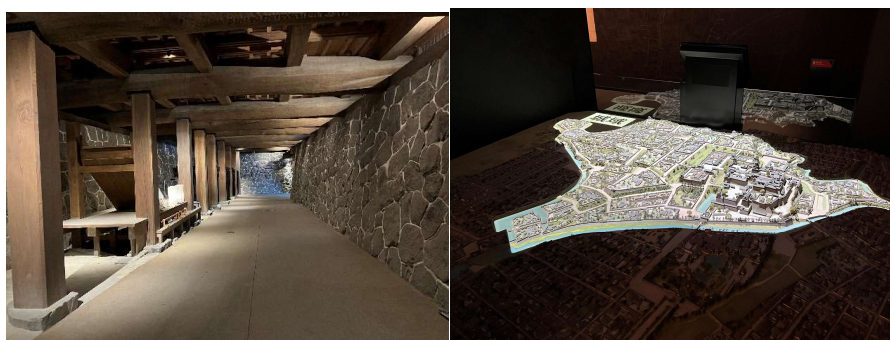
研修 2 日目 熊本城の復旧について

1 熊本城の修復について

- ・城内の復旧事業は、現在も続いており、見学ルートを案内ボランティアのもと視察した。写真は、本丸全景と耐震補強された内部



- ・城内の整備された 1 階の見学コースと熊本城の模型



- ・シンボルの本丸は復旧済だが、現在の整備は、周辺の櫓や長屋が中心。



- ・ 工事中の櫓とまだ手付かずの茶屋と長屋



2 熊本市の中心市街地の様子

・市の中心部に位置する熊本城の周辺には、多くの公共機関が集中している。熊本市役所をはじめ、市民会館、国際交流会館、熊本城ホールがあり、そのホールに隣接する形で桜町バスターミナルと花畑テラス（大規模な商業棟とオフィス棟からなる施設）があり、その前面にオープンスペースとなる花畑広場を設けている。広さは約 6,100 m²あり、いろいろなイベントに貸し出している。イベントのない時は、広い都市空間が確保されており、市民がリラックスできる。金沢のしいのき迎賓館前の広場と同じである。



・繁華街も中心部に位置しており、商店街もアーケード化されており、多くの店舗が出店していた。また、アーケードの道幅も広く、車両進入禁止となっておりショッピングが楽しめる。パチンコ店やカラオケ店も多く見受けられ専門店は少ないように感じた。

（写真：下通りアーケード、サンロード新市街）



研修 3 日目 テーマ 熊本学園の避難所運営について

日時 2024 年 10 月 3 日（木）午前 10 時～正午

場所 熊本学園大学研修室

講師 黒木邦弘（社会福祉学部教授）

1 熊本学園大学避難所実践の全体像について

- ・熊本学園大学は指定避難所ではなかった。
- ・4 月 14 日発災時から校舎を開放して避難所を自主的に開設。
- ・16 日の本震後、地域の学園周辺の人々が 750 名、その内、障がい者とその家族 60 名を受入れ。※グラウンドは 14 日の深夜、室内は 16 日午前中



5 月 9 日授業再開、5 月 28 日に閉所するまで 24 時間体制を作った。

- ・発災当時、真っ先に駆け付けたのは理事長で、避難所開設の判断は理事長ではなく、当時、集まった職員を中心に決定。

- ・開設できた一つの理由は、同大学は、社会福祉学部があり、また、夜間部もあったので発災時、職員や学生が比較的多くいたことにあった。
- ・避難所開設時の避難所の方針として、「避難者を地域社会に戻す」こととし、最後に残っていた方たちは、障がい者、単身の高齢者、生活困窮者で 20 名、災害弱者といわれた人々を受け入れて実践したということで、住民の皆さんやマスコミからインクルーシブな避難所運営として評価された。

2 熊本地震の人的被害



- 死者 直接死 50 名（1 名は本学の学生、阿蘇大橋崩落現場に遭遇）
- 関連死 218 名、重傷 1149 名軽傷 1604 名
- 7 避難者総数 18 万人（発災後、避難所に避難した人数）
- 4 月 14 日 21 時 26 分
 - ・震源：熊本県熊本地方、深さ 11km
 - ・規模：マグニチュード 6
- 4 月 16 日 1 時 25 分
 - ・震源：熊本県熊本地方深さ 12km
 - ・規模：マグニチュード 7. 3（暫定値）

3 同大学の避難所の価値（4 原則）と視点

- ・当時、避難所マニュアルもなかった状況で、設けた 4 つの原則

① 「どなたでもどうぞ」の原則

- ・平時から障がい者らが集会を想定した 14 号館の高橋守雄記念ホール（500 名収容）があり、1 階の半分が可動席フロアーでありホールを開放した。閉所まで 45 日間、24 時間空調を稼働（経費は学園負担）

② 「管理はしない、配慮する」の原則

- ・規則は作らない。事態は常に動いているので、規則を作ると、それを守るためのエネルギーと時間が必要となるため。
- ・入所者名簿は作成しなかった。名簿作成だけでも相当な手間がかかるため、利用者の人数は、数の把握だけで十分ではないかということ。要は、意味がないということ。
- ・避難所の出入りも自由。ただ、常に受付に人が複数いる。
- ・ペットの規制もしなかった。ゲージに入れることはした。
- ・飲酒規制もしなかった。

- ・2016 年 4 に月障がい者差別解消法施行後に発災したのが熊本地震で、避難者に障がい者がいるので、管理志向による避難所運営は、その趣旨に馴染まない。

■14 号館大ホールでの障がい者専用フロアーの様子



③ 「無意味な調査は行わない」の原則

- ・さまざまな研究者から調査依頼があったが、往々にしてその結果は、大学にフィードバックされない。ただ、自宅に戻るための調査を受け入れた。
- ・本学避難所から地域社会生活に戻るための具体的な支援を明らかにする。そのため、住宅の使用や設備、常備薬などの調査は行う。

④ 「必要とする人がいる限り、大学側の都合で避難所を閉じない」の原則

- ・避難してきた人の個々の事情を把握し、対応した結果、48 日間で地域に戻し、閉所することができた。

4 熊本地震発災時、避難者はどこから来たのか。

- ・ほとんどが近隣住民で半径 1.9Km の方々であった。
 - ・指定避難所に行かずここに来た理由は、何となくという理由が多かった。ある町会長さんは 15 名まとめて来られて、落ち着かれたら 15 名をつれて戻った。
- 当時、市の指定避難所へ行くにしても、そこへの移動手段がなかった。

- ・研修室に入られた方は、概ね長机1本分がスペース。やはり地震が怖いので、机の下で寝ている人もいた。【教室の様子と廊下の避難者】



5 ボランティアコーディネート機能

- ・24 時間体制の避難所運営に貢献した。しかし、学生たちも被災者である。

① 被災学生ボランティア（避難所滞在）

- ・ボランティア保険の加入手続きや保険の有無の確認
- ・朝食、夕食の対応を期待
- ・夕食後、夜間の対応（トイレ誘導、就寝の世話、防犯やハラスメント）

② 被災学生ボランティア（避難所通い）

ボランティアの数に応じて定型活動と非定型活動に分けて行った。

- ・ボランティア保険の加入手続きや保険の有無の確認
- ・感染予防やトイレ、避難所掃除、支援物資の管理【定型】
- ・巡回し避難者との相手として困りごとや状況観察【定型】
- ・教員同行避難者の自宅片付けなどの帰宅支援【非定型】
- ・感染予防、寝具の天日干し、ごみの分別【非定型】
- ・支援物資の配布補助【非定型】

③ 避難所本部常駐者

- ・24 時間体制で本部受付
- ・初期受付（人・物・情報・カネに関する受付全般）
- ・防犯防止

④ 一般ボランティア

- ・洗濯ボランティア【定型】
- ・引越しボランティア（トラック準備し待機）、美容ボランティア【非定型】

⑤ 専門職ボランティア

- ・24 時間体制を支える医師・看護職、福祉・介護職【定型・非定型】

ゴミ分別ボランティア



寝具等天干ボランティア



6 炊き出し利用状況と要配慮のニーズの変化

- ・本震災日 4 月 17 日：学生の炊き出しを開始する。
- ・しかし、学生にとって薪で火をおこし釜によってご飯を炊くというのは初めてで、最初にご飯にムラができて、おにぎりにしても食べれないという苦情がでたが、学生は謝って食べてもらった。燃料の薪は県外から調達。



- ・用意できたのは、ご飯と汁物、漬物などの単一メニュー
- ・5月から外部からの炊き出しボランティアが入ってくる。
- ・最後は、市から提供された弁当と時間を経過して内容が変わる。

① 要配慮者への観察（開設当初）

- ・食事を配る列に並べない人がいる。状況を聞いて学生を付き添いさせる。

② 要配慮者への観察（4月末、外部から炊き出しボランティアが応援にくる）

- ・炊き出しボランティアによる多彩なメニューが提供された。ただ、避難所は昼間人数と夜間人数が違うので、○日の夕食は何人分を用意するか人数の把握が大切となった。
- ・食事を自分で購入できない人がいる。事態が落ち着いてくると、自分で食事をスーパー等で購入し、炊き出しを必要としない人がでてくる。そこには、経済的に恵まれた人と生活困窮者に差が出始めた。

③ 要配慮者への観察（閉所期）

- ・購入してきた食事の内容が、アルコールのおつまみだけというような方が出てきた。勿論、宴会などは認めなかったが、晩酌程度は容認していた。
- ・避難者には市役所からの弁当が提供されるようになった。学園としては、避難所本部に朝食のみ提供。



7 専門職ボランティアのタイミングと過程

（主として障害のある方に対して）

- ・今回の避難所開設を経験して専門職員の派遣期間について1人の派遣期間については、1週間程度が必要ということが経験則としていきついた。
- ・自治体等からの派遣される職員は、それぞれで期間が決まっており、例えば、3日間は県職員の場合、利用者の状況や名前を把握するとともに自分自身が自主的にやるべきことを理解しつつある段階で終了となった。まして、1日間ではその支援は有益なものとならない。
- ・学園の避難所にあっては、やはり「直接的な介護」が中心とならざるを得ず、そうすると多少なりとも状況の把握、信頼関係の構築など時間が必要で、そういう意味で1週間程度が必要ということになる。
- ・今回、黒木先生のネットワークで他大学の先生方がボランティアで駆けつけてくれた。特に、授業が始まった5月8日以降、福祉介護関係の方が8～12日間長く入ってくれて助かったということであった。【次頁に医療関係の写真】



8 5月25日閉所する3日前のホール内の避難者12名

- ・自宅にて居住 9人、その他3人
- ・避難所へ来た理由（重複回答あり）
 - ① 余震への不安 5名
 - ② 自宅以外の場合 6名
 - ③ 新規住宅の確保 5名
 - ④ 現在の住居に継続居住 7名
 - ⑤ 夜間のみ利用 3名
 - ⑥ 車中以外の場合 1名
 - ⑦ 臥床の可否 1名（夜間だけでも椅子から離れて寝たい）
- ・基本属性（複数属性あり）
 - ① 単身世帯 9人
 - ② 高齢者 5名
 - ③ 生活保護受給 2名
 - ④ 身体障害あり 4名
 - ⑤ 外国人 1名
- ・避難所の収束に向けて縮小段階に向けての対応について

■原則：必要とする人がいる限り運営者（大学）の都合で避難所は閉じない。

- ・避難所から、自宅、新たな住居など次のステップに行くことを支援。
- ・4月末から、段階的縮小と個別ヒアリング
- ・一般的ニーズ調査ではなく、我々ができるメニューを準備した上で話を聞くという姿勢
👉 すぐに対応できること
- ・片付けボランティア、福祉サービス事業者と連携、住居探し…

このように、これらの方々の事情に寄り添い、希望等を聞いて関係する行政機関と協力して一つずつ避難先を確保して移動していただいた。

9-1 避難所閉鎖後のマクロ実践について

同大学では、今回の避難所運営を経験して中央区レベルと校区レベルで2つの取組みを実践した。

(1) 熊本市中央区レベルで地域包括ケアシステム推進体制づくりをすすめた。

■期間 2025 年

■推進方針

自宅等住み慣れた場所で最後まで暮らすという選択ができ、それを支える総合相談・活動拠点づくりに区民全員参加で取り組みます。

■中央区の基本目標

- 1 老いに負けない健康づくりと介護予防に取り組もう。
- 2 これまでの経験から役立てることはまだある。生きがいを見つけて外に出よう。
- 3 当事者の気持ちに沿えるよう多職種で力を合わせよう。
- 4 いざという時みんなで支え合えるよう、日頃から声をかけ近所づきあいをしよう

特に4では、災害に負けない「おたがいさま」で支える地域をつくる。そのために、①住民一人ひとりが防災に関心を持つような取り組みの実施

②なんらかの手助けが必要な人（災害時要援護者）を支援する共助の仕組みづくり

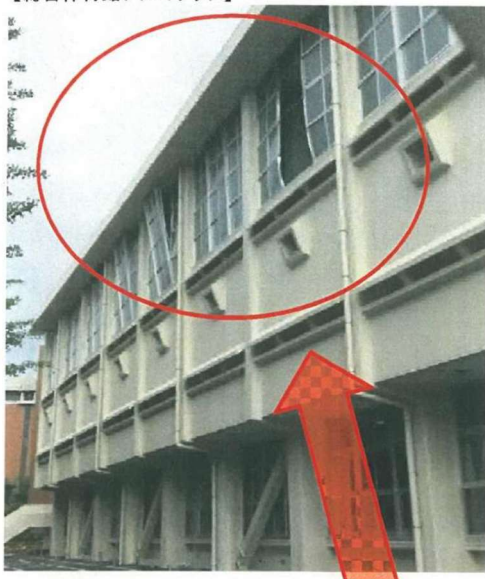
(2) 託麻原校区レベルでは災害時要支援者の可視化事業を進めた。

- ・災害時の要援護者登録者と民生委員が考える災害時要援護者の乖離を可視化し、平常時の緊急対応を大規模災害時に活かすことを目的に熊本市の補助金を活用して実施。
- ・校区のマップにそれぞれの把握数を表記し、その差を可視化した。

10 熊本学園の校舎の被害状況

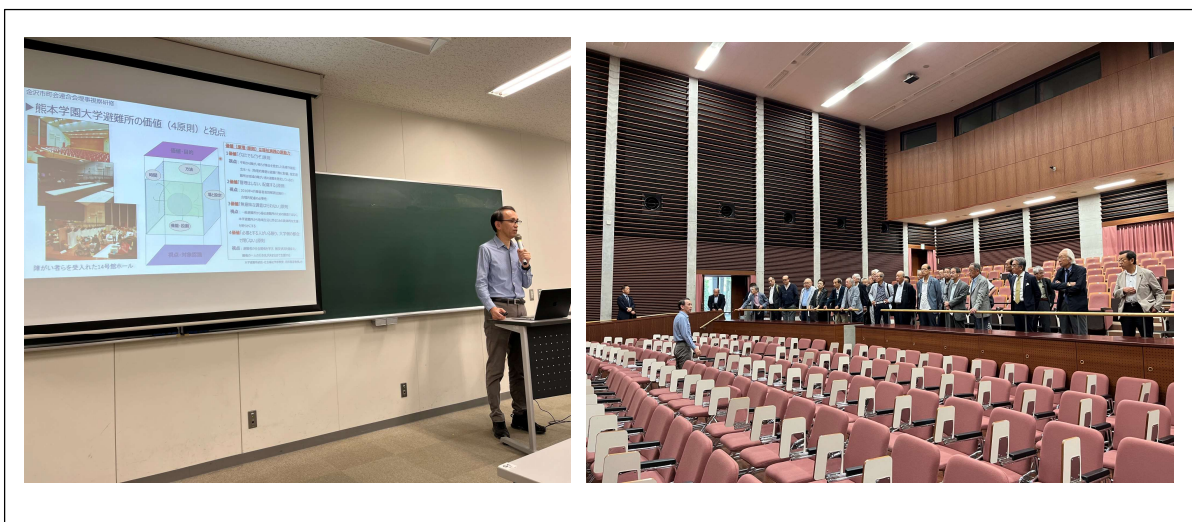
- ・耐震化済の体育館であったが2階のサッシが崩落して使用できなくなった。

【総合体育館アルミサッシ】



- 各建物の破損箇所→全ての建物に被害あり。2号館は解体。
窓ガラス破損、窓サッシの落下、建物の亀裂、空調用タンク倒壊、漏水など
- ライフライン
電気：大学周辺はすぐに復旧
ガス：約10日前後で復旧
水：井水のため使用不可、5月6日復旧、下水は、プールの水、井戸水を使用
- 各建物の応急復旧
窓ガラスの復旧
- ネットワークの通信障害はない。
- 利用できる建物および教室の確保
比較的無事な11号館、12号館、7号館、14号館の教室と図書館をベースに授業再開に向けて検討を行う。(5月8日以降)

11 大学見学の写真



黒木先生の説明スライド



【左写真 説明を受けている参加者】

【能登半島地震の学生ボランティア】

12 黒木先生のコメント

- ・熊本地震に際、県内の指定避難所で少女が性的搾取の被害が生じたケースが起り、責任者は性的搾取・虐待、ハラスメントを頭に入れておく必要がある。
- ・当日は、140 人教室を 4 クラスと 500 人の大ホールを開放し、千人規模の受け入れ態勢を整えた。避難者が教室に入ってくると隅の方から埋まってくる。
- ・時間の経過とともに自宅から炊飯器や湯沸かしポット、スマホの充電器等を持ち込んできたため、ブレーカーが落ちてしまい、急遽、業者にスマホ充電スペースを設けた。
- ・洗面所において感染症防止のためうがいは禁止とした。
- ・ペットについては、専門の部屋を設け、ボランティア団体からゲージをいただきペットを保護した。
- ・避難した方には、夕食の適度なアルコールを望む方がいたので、禁止とはしなかった。
- ・行政からの職員も派遣されたが、障がい者等の対応に慣れていないので救援物資の管理を担当してもらった。

13 最後に

- ・今回の熊本学園大学は、熊本市の指定避難所でないにも関わらず、周辺住民を中心に障がい者の方々が身を寄せたことから、大学として受け入れを決定し、経営陣、教職員そして学生たちが協力して避難所を運営したことに特徴がある。
- ・社会福祉部が専攻科としてあったので、日頃から障がい者との交流があったことから、彼らを受け入れたことにより、人の一人に寄り添った対応に心がけたこと、さらに、受け入れを拒まず、大学の都合で避難所閉鎖しないなどの方針から、インクルーシブな避難所といわれた由縁がある。
- ・運営についても、事前に、大規模火災のための避難訓練や台風・水害等への対応、広域避難場所としてのグラウンド等を想定していたが、今回の大規模地震への対応としては、何ら機能せず、地震のための防災マニュアルの不備があったと認めている。金沢市において

森本富樫断層が動くとき熊本地震規模の被害が想定されることから、今一度、私たちの避難所運営についても検討する必要がある。

- ・ただ、準備不足の中で発災から45日間開設したことは、同大学の教職員や学生たちの熱意であり、また、社会福祉学部を設けていたことから、スキルがあったということが上げられる。
- ・今回の経験を踏まえて、区レベルでの値域包括ケアシステム推進体制を区と共に進めたことと、校区レベルでは災害時の要援護者登録数と民生委員が把握している災害時要支援者との乖離を可視化して、地図に明記したことなど、今後、私たちの校下においても要支援者避難計画を策定することになるので参考になることが学べた。
- ・なお、この報告書を作成するにあたり、研修当日に配布された黒木先生のレジメと説明内容とインターネット上に公表されている花田前教授の熊本学園大学の避難所運営レポートを引用してまとめた。

編集後記

今回の報告書は、私の方で資料等を元にまとめてみました。資料等の写真やデータが使えない場合は、熊本市等のHPや検索エンジンから適切な資料を選んでまとめました。ご一読いただければ幸いです。2日目の熊本市の液状化と地域活動については、時間配分にもう少し配慮すべきだったと反省しています。

金沢市町会連合会副会長 甚田和幸